

介護保険施設に入所して利用するサービスです。

下記の介護保険施設に入所して受けるサービスを「施設サービス」と呼びます。介護保険施設は、どのような介護が必要かによって、下記のタイプに分かれています。入所を希望するときは、施設に直接申し込みます。必要性の高い方から入所できます。

※ 施設サービスの費用は、要介護度や施設の体制、部屋のタイプによって異なります。

住所地特例が適用されます

他市区町村の施設に入所して、その施設に住所変更した場合でも、住所変更前の市区町村に保険料を納め、保険給付を受けます。

＊生活全般の介護が必要な方が利用する施設

かい ご ろう じん ふく し し せつ

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

要介護

常時介護が必要で居宅での生活が困難な方が、対象の施設です。食事・入浴など日常生活の介護や健康管理が受けられます。



1か月あたりの施設サービス費のめやす(多床室を利用した場合)

要介護度	自己負担分	サービス費用
要介護3	22,949円	229,482円
要介護4	25,143円	251,427円
要介護5	27,306円	273,058円

※新規に入所できるのは原則として、要介護3以上の方

＊在宅復帰を目指す方が利用する施設

かい ご ろう じん ほ けん し せつ

介護老人保健施設 (老人保健施設)

要介護

病状が安定していて入院治療の必要のない
要介護1以上の方で、在宅復帰を目指してい
る方を対象とし、リハ
ビリテーションをメイ
ンとする施設です。



1か月あたりの施設サービス費のめやす(多床室を利用した場合)

要介護度	自己負担分	サービス費用
要介護1	24,861円	248,605円
要介護2	26,428円	264,280円
要介護3	28,466円	284,658円
要介護4	30,128円	301,273円
要介護5	31,727円	317,262円

＊長期療養と介護を一体的に受けられる施設

かい ご い りょう いん

介護医療院

要介護

医学的管理のもとで長期療養が必要な方が、医療や日常生活上の介護を受けられる施設です。生活の場としての機能も持っています。

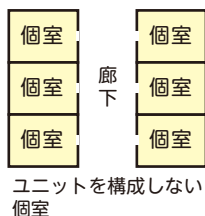


1か月あたりの施設サービス費のめやす
(多床室を利用した場合)

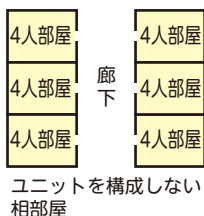
要介護度	自己負担分	サービス費用
要介護1	26,115円	261,145円
要介護2	29,563円	295,630円
要介護3	37,056円	370,557円
要介護4	40,222円	402,220円
要介護5	43,107円	431,062円

■介護施設の部屋のタイプについて

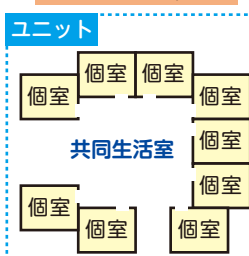
従来型個室



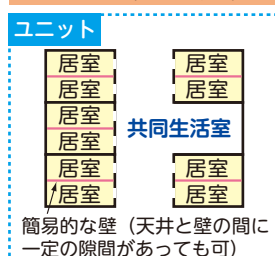
多床室



ユニット型個室



ユニット型個室的多床室



- 個室：壁が天井まであり、完全に仕切られている部屋
- ユニット：少数の個室と、個室に近接して設けられた共同生活室により一体的に構成されているもの

*施設サービス(短期入所サービス)を利用したときの費用

利用者負担の割合分(▶P9)のほかに、居住費(短期入所サービスは滞在費)、食費、日常生活費が利用者の負担となります。



サービス費用 利用者負担の割合分 (▶P9)	+	居住費(滞在費) 全 額	+	食 費 全 額	+	日常生活費 全 額
------------------------------	---	-----------------	---	------------	---	--------------

基準費用額

居住費等、食費の利用者負担は、施設と利用者の間で契約により決められますが、基準となる額(基準費用額)が定められています。

■基準費用額(1日につき)

●介護老人福祉施設、短期入所生活介護は()の金額です。

居住費(滞在費)				食 費
従来型個室	多床室	ユニット型個室	ユニット型個室の多床室	
1,728円(1,231円)	437円、697円※(915円)	2,066円	1,728円	1,445円【1,545円】

令和8年8月から 食費が【 】内の金額に変わる予定です。

※「療養型」「その他型」の介護老人保健施設の多床室、「Ⅱ型」の介護医療院の多床室(いずれも8㎡/人以上に限る)を利用した場合(短期入所療養介護も含む)。

低所得の方には負担を軽くする制度があります

申請が必要です

低所得の方は、申請により下表のA/B両方に該当していると認定された場合、居住費等、食費は負担限度額までの負担となり、超えた分は「特定入所者介護サービス費」として介護保険が負担します。給付を受けるには各区役所地域福祉課へ申請し、「介護保険負担限度額認定証」の交付を受け、事業所に提示することが必要です。

■負担限度額(1日につき)

●介護老人福祉施設、短期入所生活介護は()の金額です。

利用者負担段階	A課税状況等	B預貯金等	居住費等				食 費	
			従来型個室	多床室	ユニット型個室	ユニット型個室の多床室	施設サービス	短期入所サービス
第1段階	生活保護受給者	要件なし						
	老齢福祉年金受給者	単身： 1,000万円以下 夫婦： 2,000万円以下	550円 (380円)	0円	880円	550円	300円	300円
第2段階	世帯全員が 市県民税非課税	課税年金収入額※+非課税年金収入額+その他の合計所得金額※が80万9,000円以下	550円 (480円)	430円	880円	550円	390円	600円
		単身： 550万円以下 夫婦： 1,550万円以下	1,370円 (880円)	430円	1,370円	1,370円	650円 【680円】	1,000円 【1,030円】
第3段階	世帯全員が 市県民税非課税	課税年金収入額※+非課税年金収入額+その他の合計所得金額※が80万9,000円超120万円以下	1,370円 【1,470円】 (880円)	430円 【530円★】	1,370円 【1,470円】	1,370円 【1,470円】	1,360円 【1,420円】	1,300円 【1,360円】
		単身： 500万円以下 夫婦： 1,500万円以下	1,370円 (880円)	430円	1,370円	1,370円	1,360円	1,300円

令和8年8月から 下線部分が82万6,500円に変わる予定です。また、一部の居住費等・食費が【 】内の金額に変わる予定です。第3段階②の多床室については、介護老人福祉施設(短期入所生活介護も含む)と、「療養型」「その他型」の介護老人保健施設及び「Ⅱ型」の介護医療院(いずれも8㎡/人以上に限る)を利用した場合(短期入所療養介護も含む)は、★の金額になります。

※申請した月から適用となります。

※P9の「課税年金収入額」「その他の合計所得金額」の説明を参照。「非課税年金」は遺族年金や障害年金などを指します。

預貯金等の範囲

【対象となるもの】

預貯金(普通・定期)、投資信託、有価証券、現金、負債(住宅ローン等)

【対象とならないもの】

生命保険、自動車、腕時計、宝石など貴金属、絵画、骨董品など

●住民票上世帯が異なる配偶者(世帯分離や事実婚含む。ただしDV防止法における配偶者から暴力を受けた場合や行方不明の場合などは除く)の市民税の課税状況や預貯金等も勘案します。

●第2号被保険者(40~64歳の医療保険加入者)の預貯金等の資産要件は、利用者負担段階にかかわらず「単身1,000万円以下、夫婦2,000万円以下」となります。

※偽りその他の不正行為により軽減を受けると、軽減額の返還に加えて最大で軽減額の2倍の加算金が課される場合があります。